

静交 令4第11号
令和4年7月20日

手形交換加盟銀行
交換母店様

一般財団法人 静岡県銀行協会
静岡手形交換所

令和4年7月14日から大雨による災害等に対する
手形交換に関する特別措置について

宮城県銀行協会から、標記の災害に伴う手形交換に関する特別措置を下記のとおり実施するとの通知がありました。

これに伴い、全手形交換所において、同災害のため呈示期間が経過した手形について、手形交換に関する**特別措置Ⅰ（災害のため呈示期間が経過した手形の交換持出）**および**特別措置Ⅱ（特別措置Ⅰにより持ち出された手形の決済）**を当分の間実施することとなりますので連絡致します。

交換母店におかれてまは、関係各参加店にもご連絡願います。

代理交換受託金融機関におかれまは、委託金融機関にもご連絡願います。

記

1. 特別措置を実施する手形交換所

(1) 仙台手形交換所

災害救助法が適用された地域：宮城県宮城郡松島町

(2) 古川手形交換所

災害救助法が適用された地域：宮城県大崎市

2. 実施期間

令和4年7月15日(金)から当分の間

以上